

(変更点は下線部)

新	旧
<p>平成18年8月30日 障発第0830004号 平成24年9月26日 一部改正 障発0926第2号 平成25年3月29日 一部改正 障発0329第13号 平成26年3月31日 一部改正 障発0331第42号 平成31年3月29日 一部改正 障発0329第19号 <u>令和2年3月31日</u> 一部改正 <u>障発0331第18号</u></p>	<p>平成18年8月30日 障発第0830004号 平成24年9月26日 一部改正 障発0926第2号 平成25年3月29日 一部改正 障発0329第13号 平成26年3月31日 一部改正 障発0331第42号 平成31年3月29日 一部改正 障発0329第19号</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>サービス管理責任者研修事業の実施について</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>サービス管理責任者研修事業の実施について</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者</p>

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害福祉サービス等を実施する事業者の指定に係る人員配置基準においては、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図る観点から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の配置が規定されているところである。

このサービス管理責任者等については、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画を作成・評価する等の技術を持ち、さらには他のサービス提供職員に対する指導的役割が期待されていることから、障害児者支援に関する一定の実務経験と併せて、規定の研修カリキュラムの修了がその要件とされているところである。

今般、サービス管理責任者等の質の向上を図る観点から、別添のとおり「サービス管理責任者研修事業実施要綱」を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので、関係機関等に対し本事業の改正内容について周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、サービス管理責任者等の要件については、別途通知することとしているので、ご了承ください。

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1・2 略

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害福祉サービス等を実施する事業者の指定に係る人員配置基準においては、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図る観点から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の配置が規定されているところである。

このサービス管理責任者等については、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画を作成・評価する等の技術を持ち、さらには他のサービス提供職員に対する指導的役割が期待されていることから、障害児者支援に関する一定の実務経験と併せて、規定の研修カリキュラムの修了がその要件とされているところである。

今般、サービス管理責任者等の質の向上を図る観点から、別添のとおり「サービス管理責任者研修事業実施要綱」を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので、関係機関等に対し本事業の改正内容について周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、サービス管理責任者等の要件については、別途通知することとしているので、ご了承ください。

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1・2 略

### 3 サービス管理責任者研修

#### (1) サービス管理責任者基礎研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりとする。

なお、別表1の標準カリキュラムは、別表5と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### (2) サービス管理責任者実践研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりとする。

なお、別表2の標準カリキュラムは、別表6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### (3) サービス管理責任者更新研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりとする。

なお、別表3の標準カリキュラムは、別表7と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### (4) サービス管理責任者専門コース別研修

##### ① 研修対象者

上記(1)の研修対象者

##### ② 研修カリキュラム

### 3 サービス管理責任者研修

#### (1) サービス管理責任者基礎研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりとする。

なお、別表1の標準カリキュラムは、別表4と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### (2) サービス管理責任者実践研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりとする。

なお、別表2の標準カリキュラムは、別表5と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### (3) サービス管理責任者更新研修

① 略

#### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりとする。

なお、別表3の標準カリキュラムは、別表6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりとする。

なお、別表4の標準カリキュラムは、別表8及び相談支援従事者研修事業の実施について（平成18年4月21日障発第0421001号。以下「相談支援従事者研修事業通知」という。）別表3の6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

#### 4 児童発達支援管理責任者研修

##### (1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表5のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

##### (2) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表6のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

##### (3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表7のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、

#### 4 児童発達支援管理責任者研修

##### (1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

##### (2) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表5のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

##### (3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 略

##### ② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表6のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、

必要な科目を追加することは差し支えない。

(4) 児童発達支援管理責任者専門コース別研修

① 研修対象者

上記(1)の研修対象者

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表8のとおりとする。

なお、別表8の標準カリキュラムは、別表4及び相談支援従事者研修事業通知別表3の6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

5・6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

① 略

② 別表1及び別表5の研修カリキュラム、別表2及び別表6の研修カリキュラム、別表3及び別表7の研修カリキュラム並びに別表4、別表8及び相談支援従事者研修事業通知別表3の6の研修カリキュラムは、それぞれ共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)・(3) 略

8 略

必要な科目を追加することは差し支えない。

5・6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

① 略

② 別表1及び別表4の研修カリキュラム、別表2及び別表5の研修カリキュラム並びに別表3及び別表6の研修カリキュラムは、それぞれ共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修を同一の日程等で行うことは差し支えない。

(2)・(3) 略

8 略

9 指定研修事業者の指定

都道府県知事による指定研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

- (1) 略
- (2) 事業内容に関する要件
  - ① 略
  - ② 研修カリキュラムが、別表1から別表8までに定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (3)・(4) 略

10・11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別表4)

「サービス管理責任者専門コース別研修」標準カリキュラム

1. 意思決定支援

科目	獲得目標	内 容	時間数
1. 意思決定支援の必要性（講義及び演習）			
意思決定支援の必要性（講義及び演習）	意思決定支援について、具体的な事例の検討を通じて、その必要性を理解する。	・ 好事例の検討 ・ 課題事例の検討	1. 0

9 指定研修事業者の指定

都道府県知事による指定研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

- (1) 略
- (2) 事業内容に関する要件
  - ① 略
  - ② 研修カリキュラムが、別表1から別表6までに定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (3)・(4) 略

10・11 略

(別表1)～(別表3) 略

2. 意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドライン（講義）			
意思決定支援とは（講義）	意思決定支援における定義や基本的考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援付き意思決定と代理代行決定の枠組みと基本的姿勢</li> <li>・エンパワメント型支援とレスキュー型支援</li> </ul>	1. 0
意思決定支援ガイドラインの構造（講義）	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインの概要</li> <li>・他の意思決定支援ガイドラインとの関係性</li> </ul>	30分
3. 意思決定支援ガイドラインの実践（講義又は演習）			
意思決定に向けた支援プロセス①（演習）	意思決定支援を実践する際のプロセス及びその留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援会議の実践に向けた働き掛け</li> <li>・選好や価値観を発見・収集するための本人面談</li> <li>・意思決定支援会議の実践</li> </ul>	2. 0
意思決定に向けた支援プロセス②（講義又は演習）	意思決定支援の実践における支援付き意思決定から代理代行決定への移行場面について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定能力アセスメント</li> <li>・意思と選好に基づく最善の解釈（意思推定）</li> <li>・最善の利益に基づく代理代行決定</li> <li>・支援付き意思決定の限界と代理代行決定の限界</li> </ul>	30分
意思決定支援上の情報収集と記録化（演習）	意思決定を支援するための情報収集及び記録化の必要性及びその技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ツールを活用したロールプレイ等</li> </ul>	1. 0

合計

6

(別表 6)

(別表 7)

(別表 8)

「児童発達支援管理責任者専門コース別研修」標準カリキュラム

1. 意思決定支援

科目	獲得目標	内 容	時間数
1. 意思決定支援の必要性（講義及び演習）			
意思決定支援の必要性（講義及び演習）	意思決定支援について、具体的な事例の検討を通じて、その必要性を理解する。	・好事例の検討 ・課題事例の検討	1. 0
2. 意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドライン（講義）			
意思決定支援とは（講義）	意思決定支援における定義や基本的考え方を理解する。	・支援付き意思決定と代理代行決定の枠組みと基本的姿勢 ・エンパワメント型支援とレスキュー型支援	1. 0
意思決定支援ガイドラインの構造（講義）	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを理解する。	・意思決定支援ガイドラインの概要 ・他の意思決定支援ガイドラインとの関係性	3. 0分
3. 意思決定支援ガイドラインの実践（講義又は演習）			

(別表 5)

(別表 6)



意思決定に向けた支援プロセス①(演習)	意思決定支援を実践する際のプロセス及びその留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援会議の実践に向けた働き掛け</li> <li>・選好や価値観を発見・収集するための本人面談</li> <li>・意思決定支援会議の実践</li> </ul>	2.0
意思決定に向けた支援プロセス②(講義又は演習)	意思決定支援の実践における支援付き意思決定から代理代行決定への移行場面について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定能力アセスメント</li> <li>・意思と選好に基づく最善の解釈(意思推定)</li> <li>・最善の利益に基づく代理代行決定</li> <li>・支援付き意思決定の限界と代理代行決定の限界</li> </ul>	3.0
意思決定支援上の情報収集と記録化(演習)	意思決定を支援するための情報収集及び記録化の必要性及びその技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ツールを活用したロールプレイ等</li> </ul>	1.0
合計			6

(別紙1) ~ (別紙4) 略

(別紙1) ~ (別紙4) 略